

○3番（中村 等君） 議員番号3番、中村 等でございます。議長の許可を頂きましたので一般質問をさせていただきます。まず日本経済団体連合会が定めましたオフィスにおける新型コロナウイルス感染予防ガイドラインに従い、執行部の皆さんと2m以上離れておりますので、マスクを外してお話させていただきますことの許可をお願いします。

○議長（水谷 喜和君） はい。

○3番（中村 等君） ありがとうございます。

初めに、私は2月の町議会選挙で無投票でしたが当選させていただき、早1年が過ぎようとしております。緊急対応が必要な新型コロナウイルス対策に積極的に取り組むことをお約束することはもちろんのこと、初心を忘れることなく先人が養ったふるさとを次世代にきちっと継承するために、町民の方々に可能な限りコロナウイルスに注意しながら、ご迷惑のかからないようにお会いさせていただき、一期一会の精神を忘れることなく、皆様の声、ご意見をお聞かせ願ひ、選挙公約をしっかりと実現できるように取り組んでまいる所存でございます。

さて、今新型コロナウイルスの感染拡大第3波が押し寄せる中、このままでは年明けに第4波が起きかねないとも言われており、この第3波は今は勝負の3週間と呼ばれ、しばらくはピークが続くと懸念されております。日々の行動で外出、飲食を伴う会食を自粛することである程度の抑え込みは効くと言われておりますが、重要なのは年が明けてからでございます。お正月など高齢者の方々と一緒に過ごす方もおみえになりますので、しっかり感染予防をする、基礎疾患がある方など感染をする兆しが見える場合は接触を避けるなど、自分で身を守ることが重要となります。全国一律に緊急事態宣言を再び発令することは現実的ではなく、感染拡大の地域への往来などの自粛、限定的な規制をかけ、経済を回しながらコロナ対策をするのは十分可能で、コロナに関する研究が進み、飛沫感染を防ぐマスク着用が有効とのことです。ただ残念なことに、東員町でも患者のクラスター感染が発生しました。感染拡大防止はもちろんのこと、町としても新型コロナウイルス感染症について、国や県からの情報を的確に把握し、県・国が講じている対策と今後の状況を見据えて対応して、危機管理と基本方針を総合的に分析して町民の方々にお示しすることが重要と考えます。また発症された方々の一日も早い回復と、患者や医療従事者の方々が風評被害や根拠のない差別に遭うことのないよう、冷静な対応を促すようしっかりとした情報開示をお願いいたします。

そこで1番目に、これまでも町は対応政策を示してこられましたので、私は今回、

新型コロナウイルス感染症の状況と町の対応について、それと町にお住まいの方々の住民の暮らしの安全とまちづくりについて、通告書に従って質問をさせていただきます。

1 番目に、コロナウイルスの状況と現在の町対応、検証について。2 番目に、昨年、令和元年9月4日に町を襲った激雨で甚大な被害に遭い、そのまま放置されている町民プールについて。3 番目に、住民の方々に生活と最も重要と考える国道・県道・町道の安全について、3 点についてそれぞれお尋ねします。精いっぱい議論を明確にしながらか一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ時間内よろしくお願ひします。

まず1 点目、ちょうど1 年前、世界で最初にコロナウイルスの感染患者は2019年12月31日に死者が出たとの報道があり、その後、世界的に大発生し、1月8日にWHOが発表を行い、日本でも全国的に感染が発生しました。三重県では1月に県内初めて県内従事者が新型コロナウイルスに感染していることが判明し、以来、感染者が累計で昨日6日現在950人となっています。町は新型コロナウイルスの感染症について情報を把握しながら対策を整理し、基本方針を総合的に分析し対応してきました。3月には小学校や幼稚園などを休校し、6月1日から再開し徐々に日常生活に戻ってきております。しかしこの危機を乗り越えるために、数次にわたり対策が実施されましたが、その効果はいまだはっきりと見えない状況でございます。そのような中、東員町では国からの新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を活用し、5月と8月に臨時議会を開催し、約27億円の大型補正予算を組み、補助などを行い町内の経済の活性化と町民生活の安定に努められてきました。

そこで、コロナウイルスの現在の対応、検証についてお尋ねします。1. 町の感染者の状況、各検診、補助金の状況はどうなっていますか。2. 多数の町民の方々が参加しますイベント、町行事の対応の現状についてはどうなっていますか。3. 学校対応、授業の遅れ等についてありませんか。教育についてお伺ひします。授業時間や学び残しについて標準時間に達していなくても法に反するものではないとされておりますが、学習が終わっていないもののうちで学び残してはいけないものがあればしっかりと記録し、次年度担当に引き継ぎ、次年度当初に修復することが必要となります。また年明けには中学3年生の生徒の皆さんは高校入試も控えておられます。今、第3波が猛威を振るい、コロナウイルスの対応は日々変わるのかもしれませんが。現時点での学習について学び残しはありませんか。

答弁をお願いします。

○議長（水谷 喜和君） 岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 中村議員のご質問にお答えいたします。まず私の方からは学校の対応ということでお話をさせていただきます。新型コロナウイルスへの学校対応としては、大きく分け2つの方向性で取り組んでおります。一つは基本的な感染症対策の実施であり、もう一つは学習の遅れを出さない取り組みであります。基本的な感染症対策では、まず感染源を絶つことを目的に児童・生徒、教職員、保護者の健康観察の徹底を図っております。具体的には、検温、体調、同居家族の状況を毎朝チェックし報告するよう指導しております。また、感染経路を絶つことを目的に、手洗いの徹底、マスク着用、清掃消毒作業の実施をしております。そのための支援員を各園・各校に配置しております。最後に子どもたちの抵抗力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事に留意するよう指導しております。このような基本的な感染症対策を徹底し、集団感染リスクを少しでも下げるよう最善の努力をしております。

次に、授業の遅れ等に対する学校の対応と現状についてお答えいたします。今回、新型コロナウイルス感染予防として行った臨時休業期間における授業の遅れを回復するため、次の3点に取り組み、授業時間を確保するとともに、学習の遅れを解消してまいりました。一つ目は、長期休業期間の短縮による授業時数の確保です。本年度の夏季休業期間の25日を授業日として補充しました。また今後、冬季休業期間を2日短縮し授業日に補充する予定であります。二つ目は、年間カリキュラムの見直しと学習内容の精選です。年間を通した学習内容の見直しや精選を行い、限られた授業時間の中でも、確実な学力の定着を目指し、学習を進めてきました。三つ目は、学校行事の精選と中止であります。遠足や校外学習等の行事、個別懇談や家庭訪問の中止、運動会や体育祭の半日開催、始業式や終業式、全校集会等の簡略化や時間短縮を行い、それらの時間を授業時間として運用いたしました。このような取り組みによりまして、全学校の授業内容において、例年同期の水準まで回復できており、現在は、全学校で例年通りの授業が可能となっております。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（水谷 喜和君） 中川 賢健康長寿課長。

○健康長寿課長（中川 賢君） 私からは、学校対応以外の新型コロナウイルスの状況と現在の町対応・検証についてお答えいたします。町内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況につきましては、4月に町内一例目が発生して以降、8月には県内4例目となるクラスターが、11月には11例目となるクラスターが発生するなど、

予断を許さない状況が続いております。

町といたしましては、本年4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、同日、東員町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、現在に至るまでに約20回を超える本部会議を開催し、町主催イベント等の取扱い、町施設の利用制限や感染症予防資材の備蓄などについて検討を重ね、感染症対策に取り組んでまいりました。また、広報やホームページなどにより住民の皆様に対し、注意喚起をはじめとしたコロナ感染症対策等の情報提供を行ってまいりました。

このような状況の中、各種検診につきましては、感染拡大防止の観点から5月予定のセット検診を1月に延期を余儀なくされましたが、その後の検診については、受診される方全員に受診前チェックとして、「新型コロナウイルスチェックリスト」を実施するとともに、3密を避け、マスクの着用や検温、手指消毒を実施するなど感染症対策を徹底し実施しております。

各種補助金などについて、町独自の子育て支援として、国が交付する子育て世帯・ひとり親世帯への臨時特別給付金に上乘せし、児童手当上乘せ分として1,965世帯3,321人分、児童扶養手当上乘せ分として131世帯、199人分の給付金を支給し、国の特別定額給付金の対象から外れる新生児22人分を追加給付しました。また、介護を必要とする高齢者や障がい者の方が安心して継続したサービスを受けることができるよう、社会福祉施設等18法人に対し、支援給付金を交付しました。その他、国が交付する持続化給付金の交付を受けていない町内中小企業等事業所への支援として、8月28日から現在までで56事業者に対し給付金を交付し、現在も申請受付を継続しています。

教育委員会においては、各幼稚園・保育園・小中学校に対し、新型コロナウイルス感染症対策の国の補助金を活用し、教室等の換気に必要なサーキュレーターや大型扇風機などを配置いたしました。さらにコロナ禍における保護者の経済的負担の軽減を目的に、幼稚園・保育園の3歳児から5歳児740名分と、小中学校の児童生徒2,200名分の給食費を、6月分から12月分まで無償といたしております。

次に、町が主催する各種行事につきまして、緊急事態宣言中は、基本的に中止または延期としておりましたが、国や三重県の方針を受け、現在は十分な感染症対策を行えるものについては再開しております。しかしながら11月以降の感染状況は、予断を許さない状況が続いております。町民の皆様に対し、新しい生活様式の徹底など感染拡大防止のさらなる協力をお願いさせていただきながら、町といたしましても各種行事の開催など町政運営について、最大限の感染拡大防止対策を講じ、慎重に取り

組んでまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） 教育長から例年どおりということをお聞きしましたので安心しました。ただ、今第3波が猛威を振るい、先ほども申しましたが、対応は日々変わるのかもしれませんが、冬休みも近づいておりますことから、教育の方をしっかりとお願いしたいと思います。

それではちょっと再質問させていただきたいんですが、町は中小企業業者への支援として、先ほど56事業者、コロナ対策で国の持続化給付金の対象から外れる町内の中小企業者に申請を受け取ると言われていましたが、この独自の中小企業持続化給付金事業の制度はいつまで申請が可能ですか。

○議長（水谷 喜和君） 中川 賢健康長寿課長。

○健康長寿課長（中川 賢君） お答えいたします。この東員町の中小企業等持続化給付金につきましては、来年、令和3年1月29日金曜日が締切りとなっております。1月29日金曜日の消印が有効となっておりますので、それまでに申請をよろしくお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） 今後、より厳しい状況が続くと考えられます。できましたらこのような制度が長く続けばいいのですが、住民の方々の行動は様々自粛を強いられ、感染予防で大変だと思えます。しかし、いまだ勝負の3週間と呼ばれピークが続くと懸念されております。東員町の町民を守るため、東員町としてコロナウイルスと戦う決意を町長にお伺いしたいと思えます。

○議長（水谷 喜和君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） コロナ感染、コロナウイルスというのは消えるわけじゃないので、我々もしっかり対策を取って町民の皆様にも対策を呼びかけて、絶対にかからないということはありませんので、できるだけかからない自己防衛をしていただくしかないのではないのかなというふうに思っています。我々としてはできる限りの感染予防対策をしていきたいというふうに思っています。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） ぜひとも勝負の3週間、町長をはじめとして執行部の方々、町民を守るために頑張ってくださいと思います。

続きまして、質問は昨年、令和元年度9月4日に町を襲った激雨で甚大な被害に遭い、手つかずのままになっております町民プールについてでございます。令和元年9

月の激雨で主要なモーター部分等の電気部分が浸水以降、町民プールについては改修と存続の議論について、教育長から1年間かけてしっかりと検証するとの説明がありました。町民プールは昭和61年6月に竣工され、竣工当時の金額で約3億2,200万円をかけ、うち9,200万円ほどを国庫補助金、地方債で1億4,000万円ほどと併せ、残りを自費として建設されました。今まで慣れ親しんだ町民プールですが、築後34年が経過し老朽化が目立ち浸水の被害にあった主要な電気部分やプール自体の痛みは調べておられますが、設置場所が員弁川沿いの河川敷の砂地に設置されており、その土台部分も浸水による土砂の流れ出しも懸念されております。約7,000万円でモーター部分等の補修とプール自体の色の塗装はできるということですが、昨今の異常気象により再び予期せぬ激雨が起こり得ますことから、電気室自体の嵩上げや各モーター類の高所移動など根本的な豪雨対策と、何よりもプール自体に小さな穴が開いているところがあり、安全が担保できないとのこと。仮に全面改修を行うと4億7,700万円、また防水工事だけの改修を行うと約2億3,700万円が必要となります。今回のような豪雨の施設対策や基礎の各検査を行えばさらに高額となります。また別途、通常経費として毎年維持費と管理委託料として併せて年間約1,700万円が必要となります。このように改修、維持には膨大な費用が必要であり、適切な国庫補助金が受けられない現在において、費用の大部分を起債にて財源を確保することが必要となります。起債と言えば聞こえがいいのですが、分かりやすく言うと地方公共団体の借金ということになります。

今、地域における生涯学習の一層の活性化を図らなければならないこの時期に、通常の毎年維持費1,700万円の他に、何億もの借金を町民の方々、いや次世代の方々に背負わすこととなります。現在、町では少子化が進み、町の現状や学習ニーズ等に応じた対価をお考えになり判断されるべきであり、設備の詳細な耐用年数や改修内容及び経費、交通の利便性、防災面の機能等、様々な角度からの十分な検討をすることが必要です。

町民プールが建設されました当時は町内にはたくさんの小学生や幼児がおみえになり、コミュニティバスもプールまで出ておりました。今こそ、町は少子化が進む、町の現状や課題、学習ニーズ等に応じた対価をお考えになり判断されるべきで、残念ながら町民プールに関するこれまでの対応経緯や厳しい財政状況から考えると、現在の施設を廃止してコストダウンを図るべきと考えますが、教育委員会の方針はどうなっておりますか。

○議長（水谷 喜和君）            岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 中村議員の町民プールについてのご質問にお答えいたします。昨年9月の豪雨により町民プールの機械室が浸水し、電気制御盤やろ過ポンプモーターなどが使用不能な状態になりました。

教育委員会といたしましては、今年度プールの営業を中止し、1年をかけ今後のプールの在り方について各種委員会等で検討を進めてまいりました。具体的には、教育委員会事務局として年間を通し、論点となる部分の資料作成と課題検討を進め、町教育委員会で何度も議論をいたしました。7月には社会教育委員会を開催し、全ての委員さんから意見聴取を行いました。また同月には町の大きな教育施策を決定する東員町総合教育会議で協議・検討を行いました。そして、11月には町政策調整会議を経てプールの在り方について方向性を協議いたしました。この間、並行して町議会教育民生常任委員会での意見聞き取りがあり、委員会報告書も頂いております。

それぞれの委員会での、検討内容としては、改修方法と費用、年間維持管理費、プールの役割、利用者の思い、公共施設等総合管理計画、今後の取組等についての意見交換をしていただきました。その中で、町民プール廃止に対して、賛成、反対、条件付き賛成、反対等があり大変難しい決定となりました。主な意見としては、プール槽自体も老朽化により漏水が見られ再稼働するには電気・機械設備だけでなく、併せてプール槽の改修も必要となり、多大な費用で存続は無理がある。多くの利用者、特に子どもたちが楽しみにしている、何とか残せないか等がありました。

検討結果の詳細については12月15日の議会全員協議会で報告をさせていただきますが、教育委員会としては、社会教育委員、総合教育会議委員及び教育民生常任委員会の意見等を総合的に勘案し、残念ながら町民プールは廃止すべきとの結論に至りました。

よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） 大変厳しい回答だと思いますが、答弁ありがとうございます。

近年は地球温暖化の対応と施設の効率化を目指した施策が必要となります。最近の気温上昇により学校水泳授業が中止となるケースが増えています。中止になる基準は気温が35度以上になった場合、水温プラス気温で65度を超える場合となっております。近隣のいなべ市では屋内プールを計画しております。小学校の屋外プールの利用率が夏場の猛暑で落ち込むため、今年、公設民営で年中利用ができる屋内温水プールを建設するための設計費5,200万円を今年度の予算に盛り込んでいます。いな

べ市の計画する屋内プールの場所はいなべ市大安町の大井田地区で、東員町から庁舎南の員弁バイパス国道365号線を車で移動すれば、西方へ約7.8km、時間にして僅か13分で利用可能となります。これまで東員町は町民プールをはじめ、多くの社会教育施設を町外の方にも分け隔てなく開放して受け入れてきました。今後は町内の方もこのプールを利用しやすいように働きかけていただきたいのですが。

○議長（水谷 喜和君） 秦 久司社会教育課長。

○社会教育課長（秦 久司君） 東員町のプールは昭和61年にオープンしてから多くの方にご利用いただいております、議員がおっしゃるとおり、プールの町内、町外で料金を分け隔てなく、町外の方のご利用も広域的に受け入れてまいりました。先ほど議員がおっしゃったように近くいなべ市で年中利用可能な屋内プールの建設の予定がされております。東員町の方がいなべ市の方と同様に利用できるよう、いなべ市と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） ぜひとも積極的な働きかけをお願いします。

もう一つちょっと質問させていただきます。今後のスポーツ振興の立場からも、町財政面の見通し、近隣市町村や公営プール、民営プールの状況等を踏まえ、スポーツ振興の立場から町民がスポーツの活動に取り組むことのできる環境づくりは重要であり、公営プールを町民が利用することができるのは有益だと考えます。先ほど、教育長の方からプールは廃止ということですが、プールの存在意義に当たっては、町民が求める機能や他の類似施設とのすみ分けを考慮し、明確な目的を持って取り組むべきだと考えております。町民プールに関するこれまでの対応経緯や厳しい財政状況から踏まえますと、施設を廃止してコストダウンを図ることは致し方ないと考えますが、近隣施設とともにスポーツ公園となっておりますので、施設をそのまま放置するのではなく、取り壊して整地して、魅力ある充実した活用方法を模索するべきだと考えます。

また親子や子ども同士が気軽に水に触れられる機会を提供できる施設は重要であり、親子の親睦や子どもの教育上においても有効であることから、今後は公営施設マネジメント事業計画等を作成し、検証しつつ町の身の丈に合う、親子や子どもを対象を絞った小規模なプールを建設するなり、難しい問題もありますが、現在ある学校のプール等の開放など、各施設についても詳細な耐用年数や改修内容及び経費、交通の利便性、防災面の機能等を考え、様々な角度から十分な検討が必要であると考えますが、



いかがでしょうか。

○議長（水谷 喜和君） 秦課長。

○社会教育課長（秦 久司君） お答えいたします。教育長答弁でも申し上げましたように、12月15日に議会全員協議会で説明する予定でございますが、廃止と決定いたしましたら、今のプールについては景観、安全面の観点から、また撤去費用についても除却事業債という起債が令和3年度までございます。これを利用し財政負担の平準化を図り、施設を取り壊し更地にした方が良いのではないかというふうに考えております。

今後の土地活用におきましては、有効利用するための十分な検討が必要であると考えます。なお、新たに小規模なプールを建設することは難しいのではないかと思います。また小学校プールの開放ですが、利用ニーズが高まるようであれば、監視業務など課題はありますが、考えなければと思います。

ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） 小規模なプールは難しいということでございますが、ぜひともマネジメント事業計画、スポーツ公園の一部でございますので、いろんな多様面からのそのような検証もしていただいてから決定をしていただくべきではないと考えておりますので、その辺はよろしくお願いします。

さて、今、教育長から教育委員会としての見解を頂きましたが、プールは町の持ち物でございます。先ほど15日まで発表できないのかもしれませんが、町長の思いでも結構ですから、今、どのようにお考えなのかをよろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（水谷 喜和君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 私としましては、教育委員会の決定を良といたしたいと思っております。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） ぜひとも教育長、それから職員の方をお願いしたいんですが、やっぱりスポーツ公園の一部でございますので、町長も今、思いというか、明確に廃止の方向で進んでおみえだと思っておりますので、検証をよくしていただいて、何とか外観と合うようなスポーツ公園、要するに子どもたちも親子もスポーツができるような公園の一部であるようお願いしたいと思っております。

最後に、町に住んでおられる方の生活の安全を守る道路管理についてお伺いします。車の運転をされる方から、道路の白線が薄い、歩行者の安全が守られなくなる、とて

も危険とのご指摘を頂きました。実際、私も初めて通る道なので、雨の日とか夜間だと認識することが困難なレベルのところもあります。赤信号でも一体どこで止まればいいのかまごつくことさえあります。横断歩道の表示が見えないところも見受けられ、通学する子どもたちも恐ろしいと思います。道路管理については、道路法第45条に基づいて設置する者が道路管理者、管轄道路交通法第6条に基づいて設置する者が公安委員会の管轄となっています。しかし道路標識、区間線及び道路標示に関する命令では、道路標示ごとの施設区間は明確化されていません。実情は国土交通省の道路局の通達を参考に道路管理者、公安委員会が相互に連絡の上、十分協議して設置することとなっております。この内容は道路設計要綱設置編第8章に記載されています。しかし実際には、横断歩道や中央線などの白線が薄れ、消えかかっている道路が県内の各地で目につきます。事故や違反に繋がるとして県警・県・各市町村が引き直しを進めていますが、道路の路線が増え維持管理が追いついていない状況です。道路の白線には中央線と路側帯を示す白線などの区画線と、横断歩道や停止線といった道路標示の2種類があります。区画線は国や県、市町村など道路管轄者が道路標示は公安委員会が管理し、引き直しはそれぞれ予算が使われます。県警の交通規則課によると、県内には横断歩道が現在1万7,690か所ほどあり、このうち4割に当たる7,200か所が引き直しの目安とされる8年を過ぎているとのこと。それぞれの管理があるために、縦割りで管理が複雑になっているように思います。道路の白線のうち停止線、横断歩道、文字、止まれなどは国道も県道も市道も全て警察が管轄しているのです。センターライン、外側線、車線境界線などは国道は国、県道は県、市町村道は市町村が道路管理者として整備するようになっております。これらの消えかけている白線はそれぞれ管轄している行政組織が巡回して、危険なところから優先順位をつけて引き直すということです。

そこで交通管理区分が交差する町内の道路、国道、県道、町道の中央線や停止線が交差するところはどのように管理されていますか。ご質問します。

○議長（水谷 喜和君） 伊藤徳孝建設課長。

○建設課長（伊藤 徳孝君） 国道、県道、町道の交通安全施設の白線整備及び管理区分についてお答えします。先ほどおっしゃいましたように、警察が所管する「止まれ」や横断歩道など規制の伴う白線以外の道路側線や交差点のクロスマークなどの白線の整備及び管理につきましては、県道であれば三重県が、町道であれば東員町が行うこととなります。なお、町内を走る3桁国道、国道365号、国道421号につきましては三重県が管理いたしております。

議員お尋ねの、国道、県道と町道が交差する場合の白線整備等につきましては原則、上位路線の道路管理者が行うことになっており、三重県が整備・管理することとなっております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） ただやっぱり町内にもやや白線が薄れているところを見受けるんですけど、どのように把握されていますかね。答弁をお願いします。

○議長（水谷 喜和君） 伊藤課長。

○建設課長（伊藤 徳孝君） ラインの不明なところの把握につきましては、職員のパトロール、あるいは自治会等の要望である、また特に小学校の通学路につきましては安全対策を最も講じる必要の順位つけを一番と考えておりまして、東員町通学路安全推進会議というものを教育委員会の方で設けております。そのメンバーには警察、道路管理者である三重県、そして東員町が入っておりまして、白線及び交通安全施設全体をその場で管理者が一堂に会することで、予算の範囲内で円滑に白線等の整備もできることから、そういったところも状況把握して対応しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） そのように把握もされておるといっていますが、国道や県道との交差する道路管理者、公安委員会が異なる場合はどのように協議を行っておみえですか。

○議長（水谷 喜和君） 伊藤課長。

○建設課長（伊藤 徳孝君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、交差するところにつきましては上位のところとする。ただしやはり同一に整備、あるいは連帯してそういった修復等をせなあかん場合につきましては、現地で双方が確認する必要がありますので、現地の方を確認して管理区分の確認を再度そちらですることとなります。

以上でございます。

○議長（水谷 喜和君） 中村議員。

○3番（中村 等君） ありがとうございます。道路や中央線などの白線が薄れて消えかかっていると、起きなくてもよい事故や違反などに繋がりますので、ぜひとも把握に努めていただいて、補修をしていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくをお願いします。

先にも申しましたが、町は現在コロナ対策で対応に追われていると思います。第3波もまいりまして、今が本当に正念場の3週間と呼ばれております。議会一同も一体となり協力いたします。どうか町民のために、皆様も力を尽くしていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。